

相生湾ヨットクラブ  
クラブレース 2019 - 1

帆走指示書

2019年6月2日

相生湾ヨットクラブ

## 概要

昨年のクラブレースでは、無風や台風による中止で予定されていたコースを帆走で完走した艇がいなかった。そのため、その結果を基にローカル TCF を決定することができなかった。初回同様、順位は着順とする。タイムは今後の参考とし、事務局において TCF が決定される。この TCF は 2 回目以降のレースにて適応する。今回のレースでは TCF は適用しない。2 回目以降のレースで初参加の艇は参加艇の最大 TCF と同じ TCF とし、順位を決める。初参加艇の TCF はタイムより事務局にて決定され、次回以降に適応される。また、2 回目以降は順位により TCF の修正が事務局より行われる予定である。(参加艇数にもよるが、1 位-5%、2 位-3%、3 位-1%等)

## 帆 走 指 示 書

1. レース日程      2019年  
    6月3日            09:00            艇長会議 野瀬ポートパークにて  
                         09:30            スタート  
                         15:00            タイムリミット
  
2. 規則
  - 1) 本レースは「海上衝突予防法」  
    および、本帆走指示書を適用規則とする。
  
3. 参加資格、ならびに、参加艇の責任
  - 1) 有効な通信手段を持つ(携帯電話も可) 19フィート以上のクルーザー型ヨット  
    (法定検査済み・限定沿海以上)で、賠償責任保険に加入済みであることを  
    条件とし、船舶免許証所有者を含み2人以上(15歳未満は換算しない)が乗り  
    込み、事務局が承認し参加を認めた艇。
  - 2) レースに参加するかしないか、レースを継続するかしないかを決めるのは  
    すべて各艇独自の責任である。
  - 3) レースの主催者及び運営者は、参加艇の乗員及び艇体の損傷、損害等に対して  
    一切の責任を負わないものとする。
  
4. クラス分け、および、レース艇の識別

- 1) クラス分け  
無し。

#### 5. コース

- 1) 当日発表しますが  
約 南に 10 マイル 往復となる予定

#### 6. 事務局

事務局連絡先 友上茂美 (090-1221-0101)  
鈴木伸介 (090-1075-9023)

#### 7. スタート

- 1) 野瀬埠頭の東西の波止場ラインをスタート、ゴールラインとし陸上または海上に監視員を配置する。
- 2) ゴール：ゴールした順に順位が付けられる。
- 3) スタートは日本標準時 9:30 とし、監視員によりフライングの判定を行う。

##### フライング

監視員により判定を行い、一艇身に付き 2 分を目途にペナルティとする。艇身で測れない場合はその距離まで首位艇が到着した 5 倍の時間を加算する。

- 4) スタート時間から 20 分経過以降にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」と記録される。

#### 8. ゴール

- 1) ゴール：ゴールした順に順位が付けられる。
- 2) エンジン等の自然の力以外の推進力を使用して帰着する艇はエンジン起動時間を記録すること。エンジンを回した時間の 10 倍をペナルティとする。

#### 9. タイムリミット

- 1) フィニッシュのタイムリミットは 15 時 00 分とする。

#### 10. リタイア

- 1) リタイアした艇の艇長は、速やかにレース本部にその旨を伝えなければならない。

#### 1 1. レース艇の義務

- 1) 本レース参加艇全乗員は、レース中において救命胴衣を着用しなければならない。
- 2) レース中、航法（海上衝突予防法）及び帆走指示書の規則に違反した艇は、「2回転ペナルティ」により、ペナルティーを履行することができる。
- 3) 本レースはローカルレジャーレースであるため、タイムに拘泥し本船の航行を妨げる様なことは決してしてはならない。非常時にはペナルティ無しでの機走も認める。

#### 1 2. 順位の決定

- 1) 本レースでは **TCF** を採用しない。  
フィニッシュした艇から順位が付けられる。

#### 1 3. 義務違反艇に対する措置

- 1) 参加艇が違反し、ペナルティ解消の履行をしなかったとき、また海上衝突予防法及び帆走指示書の違反を行いレースを続行した場合、事務局において、当該艇を失格またはペナルティーを課せることがある。失格の判断及びペナルティーについては、事務局の裁量により独自に決定される。なお、義務違反艇に対する措置の決定については、事務局の裁量及び判断が最終であり、一切の関連機関等への上告等は出来ない。

#### 1 4. 搭載物品等の放置禁止

- 1) 本レースの参加艇は、艇に関する所有物を、護岸、栈橋、係留施設付近に放置してはならない。

#### 1 5. 帆走指示書の適用

- 1) 本帆走指示書は、本大会「相生湾ヨットクラブクラブレース 2018・1」のみに適用されるものであり継続して使用されるものではない。

以上